

「香川県営業継続応援事業」のよくある質問と回答

(1) 共通事項			
番号	分類	質問	回答
1	要件（県外店舗）	売上減少の考え方について、県内外に店舗を有している事業者の場合、県外店舗・事業所の売上高を含めるのか。	当応援金は、県内で事業活動を行っている事業者の皆さまに対する応援事業であることから、県外の店舗・事業所の売上高は含めません。
2	要件（任意団体）	任意団体も支給対象となるか。	事業による収入を得ており、必要な要件を満たしている場合は対象となります。
3	要件（収入）	副業の売上が減少している場合、対象となるか。	事業による収入を得ており、必要な要件を満たしている場合は対象となります。
4	要件（収入）	事業による収入は無いが申請は可能か。	申請できません。事業による収入のない給与収入等のみ方は本応援金の支給対象となりません。
5	要件（収入）	支給要件である売上とは、消費税を含めた額でよいか。	売上における消費税の取り扱いについては、普段の経理処理の方法に合わせてください。
6	要件（収入）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自主的に休業している事業者も支給対象になるか。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い自主的に休業していたとしても、事業継続の意思がある場合などの要件を満たす場合は、支給対象になり得ます。
7	要件（ガイドライン）	「感染拡大予防ガイドライン」について教えてほしい。	業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは以下のURLを参照ください。（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP） <a href="https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf">https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf</a>
8	要件（廃業）	今後、廃業することが決まっているが、対象になるか。	今回の応援金は、営業を継続していただくことが一つの目的ですので対象となりません。
9	要件（廃業）	新型コロナウイルス感染症の影響により、既に廃業しているが対象となるか。	営業の継続を目的とした応援金であるため、既に廃業された方は対象となりません。
10	要件（併給）	中小企業庁の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や県の「香川県営業時間短縮協力金」と応援金は併給することは可能か。	「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」や「香川県営業時間短縮協力金」と今回の応援金は、併給することは可能です。
11	要件（併給）	飲食事業者向けと関連事業者等向けの両方の要件を満たす事業を実施しているが、それぞれにおいて申請することは可能か。	応援金の併給は出来ません。どちらか一方のみの申請となります。
12	申請	申請期間はいつまでか。	令和3年4月27日（火）から令和3年6月15日（火）までとなります。

「香川県営業継続応援事業」のよくある質問と回答

(1) 共通事項			
番号	分類	質問	回答
13	申請	申請書類はどこで入手できるのか。	<p>香川県庁東館受付や各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課で申請書類を配布しております。ただし、申請方法や制度の内容については、市役所・町役場ではお答えできませんので、必ず香川県営業継続応援金コールセンターへお尋ねください。</p> <p>&lt;香川県庁、県民センター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県庁 東館受付 高松市番町四丁目1-10</li> <li>・東讃県民センター さぬき市津田町津田930-2 大川合同庁舎1階 0879-42-1370</li> <li>・中讃県民センター 善通寺市生野本町一丁目1番12号 仲多度合同庁舎1階 0877-62-9610</li> <li>・小豆県民センター 小豆郡土庄町瀨崎甲2079-5 小豆合同庁舎北館2階 0879-62-2266</li> <li>・西讃県民センター 観音寺市坂本町七丁目3番18号 三豊合同庁舎1階西側 0875-25-5200</li> </ul> <p>&lt;県内市役所、役場の商工担当課&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市 産業振興課 087-839-2411</li> <li>・丸亀市 産業観光課 0877-24-8844</li> <li>・坂出市 産業課企業活力推進室 0877-44-5103</li> <li>・善通寺市 商工観光課 0877-63-6315</li> <li>・観音寺市 商工観光課 0875-23-3933</li> <li>・三豊市 産業政策課 0875-73-3012</li> <li>・さぬき市 商工観光課 087-894-1114</li> <li>・東かがわ市 地域創生課 0879-26-1276</li> <li>・土庄町 商工観光課 0879-62-7004</li> <li>・小豆島町 商工観光課 0879-82-7021</li> <li>・三木町 地域活性課 087-891-3320</li> <li>・直島町 まちづくり観光課 087-892-2221</li> <li>・宇多津町 まちづくり課 0877-49-8009</li> <li>・綾川町 経済課 087-876-5282</li> <li>・琴平町 観光商工課 0877-75-6710</li> <li>・多度津町 産業課 0877-33-1113</li> <li>・まんのう町 地域振興課 0877-73-0122</li> </ul>
14	申請	ホームページを見られない人に申請書類を郵送してくれるのか。	申請書類の郵送等は行っておりません。お手数ですが、上記の配布場所でお受け取り下さい。
15	申請	誰の名義で申請すればよいか。	事業による売上を確定申告している方の名義（法人の場合は法人名、個人事業主の場合は氏名）で申請してください。
16	申請	行政手続きでの押印は、廃止が検討されているが、この申請では押印は必要となるか。	押印は不要ですが、誓約書の署名は申請者の自筆が必要となります。
17	申請	申請書類はどのように提出すればよいか。	簡易書留等（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）により提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、持参による受付は行っていません。
18	申請	申請書類の提出に係る郵送料は、事業者が自己負担となるのか。	郵送料は、申請者の負担でお願いいたします。
19	申請	窓口で申請書類の作成補助や持参による受付を行っているのか。	申請書類の作成に当たり、御不明な点等がございましたら、コールセンター（電話087-813-3247）にお問い合わせください。申請書類の作成補助が必要な方は、サポートセンターを設けておりますので、必ずお電話で予約をしてお越しください。予約をされていない方への対応はできませんのでご注意ください。その際、確定申告書（控え）や月別に整理された売上台帳等の必要資料一式をご持参ください。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口での申告書の受付は行いませんので、郵送でご提出ください。

「香川県営業継続応援事業」のよくある質問と回答

(1) 共通事項			
番号	分類	質問	回答
20	申請（売上）	売上台帳とは具体的にどのようなものか。	店舗（飲食事業者向けの場合）・事業所（関連事業者等向けの場合）ごとに令和2年1月・2月及び令和3年1月・2月の売上高がわかるものを提出してください。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。 書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが各年の1月・2月の事業による収入であること及びその合計額を確認できる資料を提出してください。 ※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。 ※提出するデータが対象月の事業による収入であることを確認できるように、対象となる売上月（対象月）を記載してください。 ※対象月の【売上額】の【合計】を記載してください。 ※売上額が0円の月は、そのことを明確に記載したうえで、理由書（様式任意）を提出してください。
21	申請（売上）	「売上減少申告書」における【確認者記入欄】とは、誰による確認のことか。	①顧問契約等により平時から相談している税理士、公認会計士、②サポートセンターの税理士等による記入欄となります。この①及び②による確認者記入欄への署名がある場合は、令和2年1月・2月及び令和3年同月の売上台帳等の提出は不要となります。
22	申請（売上）	サポートセンターで売上減少の確認を求める場合、どのような書類を持参すればよいか。	令和2年1月・2月の売上高と令和3年1月・2月の売上高を確認できる売上台帳や確定申告書等を持参してください。 またサポートセンターをご利用される場合は、必ず事前にお電話にてご予約のうえお越しください。ご予約をされていない方への対応はできませんのでご注意ください。
23	申請（税）	確定申告書の控えに税務署による收受日の受付印がない場合やe-Tax（電子申告）の場合はどうすればよいか。	確定申告書の控えに税務署の受付印が押印されていることが望ましいですが、税務署に提出した確定申告書と同じ内容が記載されていれば、受付印が無くても結構です。 e-Taxによる申告である場合は、下記に相当するものを提出してください。 （1）法人の場合：①「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」、②「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」 （2）青色申告をした個人事業主の場合：①「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」、②「所得税青色申告決算書（1頁～4頁）」 （3）白色申告をした個人事業主の場合：①「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」、②「収支内訳書（1頁～2頁）」
24	申請（税）	営業赤字等の理由から確定申告をしていないが、申請することは可能か。	代わりに市役所又は町役場に提出した「市町村民税・県民税申告書」（法人・個人事業主とも）の1枚目の写しを提出してください。ただし個人事業主の場合、マイナンバー欄は黒塗りし、見えない状態にして提出してください。
25	申請	振込口座の通帳等の写しとは、具体的にどここの部分か。	通帳のオモテ面、通帳を開いた1、2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写しを提出してください。 インターネットバンキングをご利用の場合には、上記の情報が分かるサイトページの写しを提出してください。
26	申請	運転免許証の裏面に新住所が記載されている。表面と裏面の両方の写しが必要か。	運転免許証に記載の住所が、申請者の現住所と一致していることを確認するため、裏面に新住所が記載されている場合は、表面と裏面の両方の写しを提出してください。
27	特例（新規創業）	令和2年1月2日以降に創業したことから、令和2年1月及び2月の2ヶ月分の売上資料がない場合は、どのような扱いとなるのか。	（1）創業日が令和2年1月2日から令和2年7月1日までの場合 『令和2年度下半期（7月～12月）の月平均売上額×2』と『令和3年1月及び2月の売上の合計額』とを比較します。 （2）創業日が令和2年7月2日から令和2年11月1日までの場合 『創業月の翌月（但し、月の初日に創業した場合にあっては創業月）～令和2年12月までの期間の月平均売上額×2』と『令和3年1月及び2月の売上の合計額』とを比較します。
28	決定通知	支給に係る審査結果は、通知があるのか。	応援金の支給を決定した場合は、申請者へ「決定通知書」を送付します。また、審査の結果、支給を行わない場合も文書で通知します。

「香川県営業継続応援事業」のよくある質問と回答

(1) 共通事項

番号	分類	質問	回答
29	決定通知	「決定通知書」はどこに住所に郵送されるのか。	申請書の【申請者の情報】に記載されている住所へ郵送します。
30	支払	応援金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できる限り速やかな支給に努めます。申請書類の審査後、不備等がないと確認できた申請から順次、お支払いしますので、申請件数が集中した場合などは申請からお支払いまでに、ある程度の日数がかかることをご了承ください。なお、申請書類の不足や記入漏れ等がある場合は、その確認に時間を要することとなるため、必要書類を十分にご確認のうえ申請してください。
31	支払	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

「香川県営業継続応援事業」のよくある質問と回答

(2) 飲食事業者向け

番号	分類	質問	回答
1	要件	支給対象となるのは、どのような事業者か。	香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を取得し、店舗を有して飲食店または喫茶店の営業を行う法人または個人事業主です。
2	要件	支給対象となる要件はあるか。	以下の要件を全て満たすことが必要となります。 (1) その店舗における令和3年1月と2月の売上の合計額が、令和2年1月と2月の売上の合計額と比較して30%以上減少していること (2) 令和2年11月1日以前から当該店舗を営業しており、今後も営業を継続する意思を有すること（令和2年11月2日以降に新たに店舗を開店した場合は本応援金の支給対象となりません） (3) 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を店舗の入り口等に掲示していること
3	要件	大企業の店舗は支給対象になるのか。	対象となります。
4	要件	対象外となる店舗について教えてほしい。	原則として、その店で調理された飲食物を、不特定の複数の者が同一施設内の同じ飲食スペースで一定時間飲食することが見込まれる店舗（いわゆる飲食店）を対象とするため、それに該当しない場合は対象外となります。 また、社員食堂等特定の者に対してのみ飲食を提供している店舗、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の小売りを営業の主体としていと認められる店舗、店舗内に客席を有さず購入した飲食物を持ち帰らせる営業形態であるテイクアウト専門店、性風俗関連特殊営業店も対象外となります。 対象とならない店舗の具体例は、以下のとおりです。 ・総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 ・デリバリー、テイクアウト専門店 ・イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店 ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー ・露店やキッチンカー等の移動販売車
5	要件	県内外に店舗を有し、経営している場合の取り扱いはどうなるのか。	県内店舗のみが支給対象となるため、県外店舗については支給対象となりません。
6	要件	複数の飲食店舗を経営している場合、各店舗とも支給対象になるのか。	支給要件を満たしている店舗のみが対象となります。この場合の支給額は、支給要件を満たしたそれぞれの店舗について売上減少率に応じた支給額（売上減少率が50%以上の場合には上限40万円、または売上減少率が30%以上50%未満の場合には上限20万円とし、減少額が支給額を下回る場合はその減少額とする。）を算出し、合算した金額となります。
7	要件	飲食店事業は、複数展開する事業の一部だが、支給対象になるか。	食品衛生法に基づく営業許可を得ており、店舗での本年1月と2月の売上の合計額が、対前年同期比で30%以上減少していること等の要件を満たしていれば一部事業であったとしても対象になります。
8	要件	飲食スペースとテイクアウトを合わせた店舗である場合は支給対象となるのか。	令和3年1月と2月の飲食スペースとテイクアウトを合わせた店舗の売上合計額が、対前年同期比で30%以上減少していることなどの支給要件を満たしていれば支給対象となります。 このケースの場合は、店内での売上及びテイクアウトでの売上を合計した売上資料を提出していただきます。
9	要件	事業を実施していれば、サラリーマン、アルバイト、学生であっても応援金の申請はできるか。	事業による収入があり、令和3年1月と2月の売上合計が対前年同期比で30%以上減少しているなどの支給要件を満たす場合は、サラリーマン、アルバイト、学生等であっても支給対象になります。
10	要件	ショッピングモールのフードコートで飲食店を営業しており、自社専用の飲食スペースはないが共同で飲食スペースを有している場合は対象になるのか。	屋内の共同スペース部分に、座って食事ができるテーブルやイスを常設しており、フードコート内の飲食店で購入した後、そこで飲食できるのであれば対象となります。

「香川県営業継続応援事業」のよくある質問と回答

(2) 飲食事業者向け

番号	分類	質問	回答
11	要件	露店（屋台）や、祭りなどにおいてよく見られるような、テント形式の飲食スペースを設けている店舗は、支給対象となるのか。	屋内の飲食スペースが設置されていない露店のような販売の場合は対象となりません。
12	要件	週に1日のみの営業だが、対象となるか。	対象となります。営業日数は問いません。
13	要件	営業許可証を紛失してしまった場合、どうすればよいか。	営業許可証の再交付の手続きが必要となりますので、下記へお問い合わせください。 香川県東讃保健福祉事務所 衛生課 電話 0879-29-8271 香川県中讃保健福祉事務所 衛生課 電話 0877-24-9964 香川県西讃保健福祉事務所 衛生課 電話 0875-25-4383 香川県小豆総合事務所 衛生課 電話 0879-62-1374 高松市保健所 生活衛生課 電話 087-839-2865
14	要件	旅館やホテル（レストラン以外）は対象となるか。	その施設が食事の提供を宿泊客に限定するのではなく、宴会や食事を目的に来られた方に対しても行うのであれば対象となります。ホテルのルームサービスのように客室への配膳のみであれば対象外となります。
15	申請	申請に必要な書類は何か。	必要な書類は、以下のとおりです。 (1) 香川県営業継続応援金申請書（第1号様式（その1）） (2) （店舗ごとに提出）売上減少申告書（第2号様式（その1-1）） (3) （店舗ごとに提出）令和2年1月～2月と令和3年1月～2月の店舗ごとの売上高が確認できる書類 (4) 令和2年1月～2月分を含む期間の確定申告書類 (5) 誓約書（第3号様式（その1）） (6) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し (7) 応援金の振込口座の通帳等の写し (8) （個人事業主のみ）本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し (9) （該当者のみ）飲食店等営業許可証に係る申立書（第4号様式）
16	申請（売上）	店舗ごとの1月と2月の月別の売上高がわかる書類とは、どのようなものか。	令和2年1月及び2月と令和3年1月及び2月の各月の売上高を確認する必要がありますので、次に掲げるいずれかの書類の写しを提出してください。 (1) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (2) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (3) 売上台帳等の写し (4) 令和3年1月～2月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書（任意様式） ただし、以下の①又は②に該当する場合は上記書類の全部又は一部の提出が不要です。 ①確定申告書類における「法人事業概況説明書」の「月別の売上高等の状況」又は「所得税青色申告決算書」の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」で令和2年の店舗の月別の売上が確認できる場合、令和2年1月と2月の上記の書類は提出が不要となります。 ②「売上減少申告書（第2号様式（その1））」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、上記の書類全部の提出が不要となります。
17	申請	県内で飲食店を複数店舗経営しているが、店舗ごとに申請するのか、まとめて申請すればいいのか。 また、この様な場合、売上要件の考え方はどのようになるのか。	支給要件を満たした店舗をまとめて申請してください。店舗の売上についても店舗ごとに支給要件を満たしているか検討することとなります。

「香川県営業継続応援事業」のよくある質問と回答

(3) 関連事業者等向け

番号	分類	質問	回答
1	要件	交付対象となるのは、どのような事業者か。	香川県内に事業所（個人事業主の場合は住居又は事業所）を有する中小企業、中堅企業等又は個人事業主で、次の①～③のいずれかに該当する事業者とします。 (1) 県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある事業者 (2) 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している事業者 (3) 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している県内の事業者と直接の取引がある事業者
2	要件	交付対象となる要件はあるか。	以下の要件を全て満たす必要があります。 (1) 国の緊急事態宣言の再度の発出や香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による直接的な影響を受け、令和3年1月と2月の事業者としての県内事業所での売上の合計額が、対前年同期比で50%以上減少していること（鳥インフルエンザ発生の影響などによる売上の減少は、本応援金の支給対象外となります。） (2) 令和2年11月1日以前から事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有すること（令和2年11月2日以降に事業を開始した場合は本応援金の支給対象となりません） (3) 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っており、その旨を事務所の入り口等に掲示していること。
3	要件	事業者全体では支給要件を満たさないが、一部の事業単位では売上が大幅に減少しており、支給要件を満たす場合は、支給対象となるか。	応援金は、事業者単位で支給を行うものであり、事業者全体で支給要件を満たさなければ、支給対象となりません。 例えば、県内にて複数の事業を営んでいる場合、県内事業所全ての令和3年1月及び2月の売上を合計し、対前年同期比で50%以上減少しているか判断します。支給対象となる事業の売上のみを合計するわけではありません。
4	要件	売上減少の考え方について、県内外に取引先を持つ事業者の場合、県内の取引先との売上高のみで判断するのか。	取引先の所在地は県内に限りません。
5	要件	「対象となりうる事業者の具体例」で例示されている業種以外の事業者であっても支給対象となるか。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少による影響を受けて、令和3年1月及び2月の売上の合計額が、対前年同期比で50%以上減少などの必要な条件を満たしていれば、支給対象になります。
6	要件（直接・間接）	支給対象はどういった業種になるのか。	様々なケースが想定されることから業種は特定していませんが、以下の事業者を想定しています。また、「対象となりうる事業者の具体例」をご参照ください。 (1) 県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある事業者 ・食品加工・製造事業者 ・食器備品、調理器具の販売事業者 ・接客サービス業者 ・食材やお酒、おしぼりなどを飲食店に納入している事業者 ・農林水産分野の生産者 等 (2) 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者 ・小売業 ・タクシー、運転代行業 ・持帰り・配達専門の飲食店 ・クリーニング店、理美容室 ・遊戯場、カラオケボックス ・学習塾 等 (3) 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供している県内の事業者と直接の取引がある事業者 ・業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者 等

「香川県営業継続応援事業」のよくある質問と回答

(3) 関連事業者等向け

番号	分類	質問	回答
7	要件（直接・間接）	農林水産業を営む個人事業主は対象となるか。	個人の農業者、林業者、漁業者、農林水産関連事業者も対象となります。
8	要件（直接）	飲食店に広告、システム、コンサルティング、設備工事に関するサービス等を提供しており、県民の外出機会の減少による直接的な影響を受けている場合は、支給対象となるか。	この場合のように県内飲食店に対してサービスを提供しており、県民の外出機会の減少によりサービスの提供の機会が減少したことにより、令和3年1月及び2月の売上が対前年同期比で50%以上減少している等の要件を満たせば、支給対象となります。
9	要件（間接）	飲食事業者との間接取引がある事業者が対象とあるが、具体的にどのような場合のことか。	自らの取り扱う商品が、加工業者や卸売業者などを介し、最終的に飲食事業者提供されている場合を指します、例としては、飲食業を営む店舗へパンを販売している事業者を介して小麦粉を販売している事業者の取引がそれに当たります。
10	申請	申請に必要な書類は何か。	必要な書類は、以下のとおりです。 (1) 香川県営業継続応援金申請書（第1号様式（その2）） (2) 売上減少申告書（第2号様式（その2-1）） (3) 令和2年1月～2月と令和3年1月～2月の事業者としての県内事業所での売上高が確認できる書類 (4) 令和2年1月～2月分を含む期間の確定申告書類 (5) 該当要件申告書（第2-2号様式） (6) 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類 (7) 誓約書（第3号様式（その2）） (8) 応援金の振込口座の通帳等の写し (9) （香川県外に主たる事務所を置く事業者のみ）香川県税務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し (10) （個人事業主のみ）本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）の写し
11	申請（売上）	事業所ごとの1月と2月の月別の売上がわかる書類とは、どのようなものか。	令和2年1月及び2月と令和3年1月及び2月の売上の合計額を確認する必要がありますので、次に掲げるいずれかの書類の写しを提出してください。 (1) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (2) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (3) 売上台帳等の写し (4) 令和3年1月～2月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書（任意様式） ただし、以下の①又は②に該当する場合は上記書類の全部又は一部の提出が不要です。 ①確定申告書類における「法人事業概況説明書」の「月別の売上高等の状況」又は「所得税青色申告決算書」の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」で事業者としての県内事業所での令和2年の月別の売上が確認できる場合、令和2年1月と2月の上記の書類は提出が不要となります。 ②「売上減少申告書（第2号様式（その2））」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合、上記の書類全部の提出が不要となります。